

勤労所得簡易税額表適用の改正内容 (所得税法施行令第 194 条)

2015 年 7 月 7 日

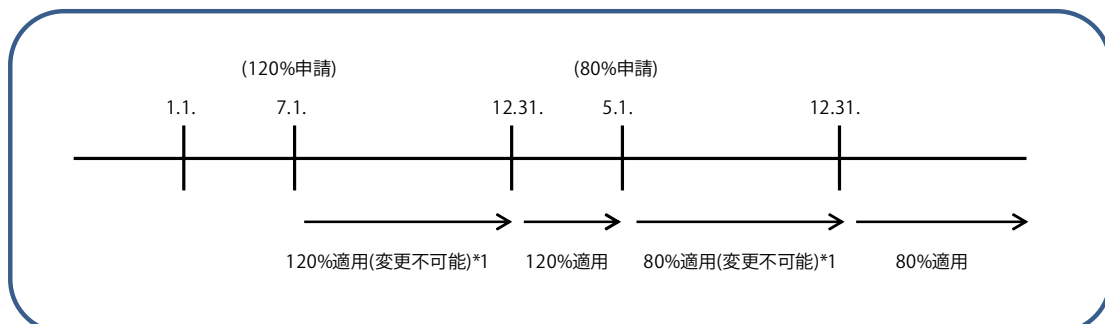
所得税法施行令が2015年6月30日に一部改正されました(大統領令第26344号、2015年6月30日)。改正された所得税法施行令第194条[勤労所得簡易税額表の適用]によると、勤労者本人が本人の年間税負担の水準に合わせて、源泉徴収税額を勤労所得簡易税額表による税額の80%または120%で選択することができるようになりました。選択を希望する各勤労者は給与支給日の前日までに源泉徴収義務者に『所得税源泉徴収税額調整申請書』を提出すれば結構です。変更した後は、当該源泉徴収方法を再変更する前まで継続適用し、変更後、当該課税期間の終了日までは再変更が不可能です。また、単独世帯に対する別途の特別所得控除基準を新設して、勤労所得簡易税額表の一部を調整しました。上記の改正勤労所得簡易税額表と源泉徴収方式の選択は、2015年7月1日以後に支給する分から適用されます。

以下では、勤労所得源泉徴収に関連する改正事項について簡単にご案内させていただきます。

I. 勤労者が直接源泉徴収方式を選択(80%、120%)

年末調整時に集中する税金の還付および負担を緩和しようと、勤労者本人が自身の年間税負担の水準に合わせて源泉徴収税額を勤労所得簡易税額表による税額の80%または120%で選択できるようになりました(選択しない場合は100%を適用)。源泉徴収方式を転換しようとする勤労者は、転換しようとする月の勤労所得支給日の前日までに『所得税源泉徴収税額調整申請書』を源泉徴収義務者に提出しなければならず、源泉徴収方式を転換した場合は変更した日から当該課税期間の終了日まで継続して適用しなければなりません。ご参考までに、新設された所得税源泉徴収税額調整申請書(韓国語版)を添付いたします。

<例示>



*1 変更した適用率を課税期間終了日(12月31日)までに義務適用しなければならず、他の適用率への変更は課税期間終了日以降に可能である。

II. 勤労所得簡易税額表の調整

源泉徴収税額が勤労者の平均的な税金負担に近くなるように調整するため、従来は特別所得控除を単独世帯と2人世帯に同一に適用してきましたが、単独世帯に対する別途の基準を新設して勤労所得簡易税額表の一部を調整しました。ご参考までに、改正された勤労所得簡易税額表(韓国語版)を添付いたします。

III. 改正された法条文(所得税法施行令第194条)

改正前	改正後
<p>① 法第134条第1項の規定に基づいて所得税を源泉徴収するときは、勤労所得に対して別表2の勤労所得簡易税額表の該当欄の税額を基準にして源泉徴収する。(2000年12月29日改正)</p>	<p>① 法第134条第1項に基づいて源泉徴収義務者が所得税を源泉徴収するときは、勤労所得に対して別表2の勤労所得簡易税額表の該当欄の税額を基準にして源泉徴収する。<u>但し、勤労者が別表2の勤労所得簡易税額表の該当欄の税額の100分の120または100分の80の比率に該当する金額の源泉徴収を申請する場合には、それに従って源泉徴収することができる。</u>(2015年6月30日改正)</p> <p>-中略-</p> <p>③ <u>勤労者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、企画財政部令で定める所得税源泉徴収税額調整申請書を作成して、源泉徴収税額の比率を変更しようとする月の勤労所得支給日の前日までに当該源泉徴収義務者に提出しなければならない。</u>(2015年6月30日新設)</p> <p>1. <u>第1項但書による源泉徴収税額の比率に変更しようとする場合(2015年6月30日新設)</u></p> <p>2. <u>第1号によって変更した源泉徴収税額の比率を、第1項による源泉徴収税額他の比率に変更しようとする場合(2015年6月30日新設)</u></p> <p>④ <u>勤労者が第3項各号のいずれかに該当する源泉徴収税額の比率に変更した場合、変更した日から当該課税期間の終了日まで支給される勤労所得分に対しては、その変更した比率を適用する。</u>(2015年6月30日新設)</p>

- 以上 -